

国際園芸博覧会基本計画策定に向けた ICT 検討業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「国際園芸博覧会基本計画策定に向けた ICT 検討業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、2027年国際園芸博覧会協会の委託契約約款を遵守すること。

(3) 件名

国際園芸博覧会基本計画策定に向けた ICT 検討業務委託

(4) 履行期限

2023年3月24日（金）

(5) 履行場所

旧上瀬谷通信施設及び周辺地域

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2020年3月に国際園芸家協会(AIPH)から正式承認された。そして、博覧会国際事務局(BIE)の認定に向けて、国際博覧会に関する条約上の手続きを進めることが、2021年6月に閣議了解され、11月に「2027年国際園芸博覧会協会」が設立された。

2022年度は、国が、BIEへの認定申請を行う予定であり、協会は横浜市から引き継がれる基本計画について検討の精度を高め、年度内に基本計画を策定する予定である。

本業務は、本博覧会に必要なと考えられるシステム機能要件の詳細化や、ガバナンス規定や情報セキュリティ規定の概案取りまとめ等のICT計画検討業務と、ICTを活用した来場動態管理や来場者平準化等に資する入場制度のスキーム検討等を行う。基本計画策定に向けた検討の深度化を図り、基本計画策定後は、基本計画の内容を踏まえ、システム要件定義や設計委託に向けた検討を進める。

○参考：一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○参考：国際園芸博覧会の開催（横浜市）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shochi/top.html>

○参考：旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（横浜市）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kihonkeikaku.html>

○参考：国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html

（2）留意事項

- ア 旧上瀬谷通信施設に関しては、横浜市において、土地利用の具体化に向けた検討を並行して進めており、市の施策も踏まえ、連携して検討を進めていくことが必要。
- イ 検討にあたっては、専門家との調整や委託者を通じた国との調整等を行いながら検討を進めることが必要。
- ウ 本業務の他に、関連する複数の委託業務が並行して検討されており、他の委託受託者と綿密な連携が必要となるため、効率的に連携を進められるよう、適時適切に情報共有や議論を行うことができる体制を構築する。
- エ 本業務の実施には、海外の様々な資料を参照し、英語・仏語（主に英語）と日本語の理解能力及び翻訳能力を必要とする。

3 業務内容

以下の項目について、5の参考に示す上位構想や既往調査、関係規則等を踏まえ、委託者と協議しながら検討を行う。

なお、各検討を進めるにあたり、以下3点に留意すること。

- 受託者は事前に委託者と綿密な調整を行い、検討の方向性に齟齬がないことを確認すること。
- 関係する他業務との連携を図ること。
- 市場に存在する各種製品や類似サービス等を参照し、可能な限りそれらの組み合わせにより費用対効果の高い計画とすること。

（1）ICT 計画検討支援業務

昨今の博覧会の潮流や ICT の進展を見据えた ICT 計画をより具体的に検討する。検討内容としては検討対象とした ICT の概観、規模概算が算定可能な要求仕様の整理を目指すものとする。

なお、下記のア～ウの検討にあたっては、多岐にわたる分野における様々な知見を必要とするため、本委託内で専門家・企業へのヒアリング等を実施し、協会職員のほか必要に応じて関係者が参加しながら進めるものとする。専門家等の選定や検討体制の運営に係る費用及び謝礼等は、本業務に含まれるものとする。

ア ICT 整備基本計画

（ア）システム機能要件の詳細化

- A 優先度の高いシステム機能について先行的に要件整理を実施（入場券関連・オンライン参加等）
- B 要件整理の過程で中心となる機能やデータ整備、基盤整備（基盤調達・クラウド利用等）における論点（キーポイント）を抽出
- C 上記論点に対してシステム構造、アーキテクチャへの影響も踏まえ検討整理

（イ）各システムの調達方針の整理

- A 各種条件に応じた公募方式、規則等の方針整理

(その他 ICT 領域以外の調達方針とも同期をとりながら整理)

B ICT の提供方式に応じた調達方法の整理

(ウ) 協会内の ICT 対応組織の整備に向けた体制及びスキーム案の整理

イ ガバナンス規定類の概案取りまとめ

(ア) ICT 整備基本計画において整理される優先度に留意した規程群の全体像の整理

(イ) 必要となる規程群の整備計画の立案

(ウ) 参画への招請対応に含める ICT ガバナンスの提示範囲等に関する概要整理

※基準レベルの記載については一部をサンプルとして整理

ウ 情報セキュリティ規定類の概案取りまとめ

(ア) ICT 整備基本計画において整理される優先度に留意した規程群の全体像の整理

(イ) 必要となる規程群の整備計画の立案

(ウ) 参画への招請対応に含める ICT セキュリティの提示範囲等に関する概要整理

※基準レベルの記載については一部をサンプルとして整理

(2) 入場制度のスキーム検討業務

来場者の入退場方策、来場動態の管理方策、セキュリティ面を考慮した入退場管理方策、入場券販売スキームについて検討する。また、これらの検討に資する意見や参考情報の収集を目的として、旅行代理店やチケットベンダー等と意見交換を行う。

ア 入退場方法

イ 来場動態の管理方策 (平準化等)

ウ セキュリティ確保方策

エ 入場券販売スキーム (入場券販売管理センター設置に向けた協会・旅行代理店・プレイガイドの体制・役割分担等)

(3) BIE 申請関係資料作成補助

ア 特別規則 (第 1~10 号及び第 12 号) の記載項目検討

別途、発注予定の委託にて作成・とりまとめを行う特別規則第 1~10 号及び第 12 号のうち、ICT 計画に係る条項 (主に第 2、9、10、12 号) について、BIE が提示するモデル規則や、他博覧会の特別規則及び参加ガイドラインを参考として、計画内容を十分に踏まえた条件整理及び記載内容等の検討を行う。なお、検討にあたっては国等をはじめとした関係機関等との調整を行いながら業務を進める。

主に第 2、9、10、12 号を検討の対象とするが、必要に応じて上記以外の号についても、内容確認等が発生した場合には発注者と協議の上対応する。

※特別規則…海外の参加国をはじめとした参加主体に向けて発出する博覧会におけるルール (規定) であり、BIE 認定申請書の一部である一般規則、参加契約書に紐づく下位規則。(第 2 号: 国、国際機関及び民間出展者の参加条件、第 9 号: 公式参加者によるレストラン運営又は販売実施の条件、第 10 号: 一般サービスに関する規則、第 12 号: 陳列区域政府代表及びそのスタッフの特権及び便宜)

(4) 打合せ及び進捗報告

打合せは、事前 1 回、中間 11 回、成果納品時 1 回の計 13 回を基本とする。なお、週 1 回程度 WEB

(Teams 等) による業務の進捗確認を行う。

打合せ後は毎度議事録を作成することとし、原則打ち合わせの次の日に、要点及び次回打ち合わせまでのタスク等を記載し、提出する。

(5) 報告書とりまとめ

本委託における検討結果を報告書にとりまとめる。報告書のまとめ方については、発注者の指示に従うこととする。

4 成果品

(1) 報告書：A4判・ドッジファイル製本5部

(2) 報告書及び調査で作成した資料の電子データ (CD-R または DVD-R 格納)

(Microsoft Office により編集可能なデータも併せて格納すること。)

(3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5 参考

(1) 上位構想、既往計画等

ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案 (2018 (平成 30) 年 3 月)

イ 2027 年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書 (2019 (令和元) 年 7 月)

ウ 国際園芸博覧会検討会報告書 (2020 (令和 2) 年 2 月)

エ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画 (2020 (令和 2) 年 3 月)

オ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書 (2021 (令和 3) 年 5 月)

カ (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園基本計画 (原案) (2022 (令和 3) 年 6 月)

(2) 既往調査等

ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致推進調査業務委託 (2018 (平成 30) 年度 横浜市)

イ 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会を見据えた公園基本計画検討業務委託 (2019 (令和元) 年度 横浜市)

ウ 国際園芸博覧会基本計画 (市案) 等調査検討業務委託 (2020 (令和 2) 年度 横浜市)

エ (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園基本設計業務委託 (2020 (令和 2) 年度 横浜市)

オ 国際園芸博覧会輸送アクセス計画検討業務委託 (その 2) (2021 年 (令和 3) 年度 横浜市)

カ 国際園芸博覧会輸送アクセス基礎資料作成業務委託 (その 2) (2021 年 (令和 3) 年度 横浜市)

キ 令和 3 年度国際園芸博覧会開催時の経路別交通需要予測検討業務委託 (2021 (令和 3) 年度 横浜市)

ク 国際園芸博覧会基本計画策定に向けた調査検討業務委託 (2021 (令和 3) 年度 横浜市)

ケ 国際園芸博覧会基本計画策定に向けた企画検討業務委託 (2021 (令和 3) 年度 横浜市)

コ 国際園芸博覧会会場における概略検討業務委託 (2021 (令和 3) 年度 横浜市)

サ 令和 3 年度 国際園芸博覧会における植栽基本計画等策定に向けた検討業務委託 (2021 (令和 3) 年度 横浜市)

シ (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園基本設計業務委託 (その 2) (2021 (令和 3) 年度 横浜市)

6 その他

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本協会等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (5) 受託者が本協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (6) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。
- (9) 成果品については、協会に帰属するものとする。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。